

参 考（「正当な理由」の判断基準4の参考資料）

日常生活圏域別事業者数リスト

特定事業所集中減算における「正当な理由」の判断基準[規定4]における日常生活圏域内の事業所数

判定期間：令和6年9月1日～令和7年2月28日

日常生活圏域名	圏域に含まれる地域	事業所数			
		訪問介護	福祉用具貸与	通所介護	地域密着型 通所介護
北エリア	大字新倉、大字下新倉、新倉1～8丁目、 下新倉1～6丁目、白子2丁目15番～22番、 白子3～4丁目	7	0	4	0
中央エリア	本町、中央1～2丁目、西大和団地、広沢1・3・4番、 丸山台1～3丁目、白子2丁目24の一部(和光パーク ファミリア)	5	0	1	0
南エリア	白子1丁目、白子2丁目1～14番、23番、24番の一部 (和光パークファミリアを除く)、25番～28番、 諏訪、諏訪原団地、広沢2番、南1～2丁目	3	1	3	0

*事業所数は判定期間の初日時点の数とする。